

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、長崎障がい児・者の性を考える教育研究会と称する。

第2条（目的）

障がい児・者が豊かなセクシュアリティ（性に対する考え方や行動）を育み、社会適応していくためには適切な教育や支援が必要と考える。
本会では、障がい児・者の性的な発達と健康を保障するための教育や支援における諸課題について学習することを目的とする。

第2章 事業

第3条（事業）

本会では前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 年に一度セミナーを開催
2. 定例会を年間4回開催（5,8,11,2月）：
実践報告、事例検討、文献・書籍・DVD等の紹介など
3. 会報を発行する。
4. 各種講演会、研修会への講師紹介
5. 関係諸団体との連携、協力
6. その他必要と認める事項

第3章 会員

第4条（会員）

本会は設立趣旨に賛同し、会則を認め、会費を納入した個人によって構成される。

第4章 組織及び運営

第5条（役員）

本会の事業を行うために、以下の役員をおく。

- 代表1名（宮原春美）、事務局1名（豊島かおる）、
監査2名（今福しのぶ、進藤裕子）、
顧問1名（相川勝代）

第5章 会計

第6条（経費）

本会の経費は会費、事業収入、寄付金をもって充てる。

年会費を1,000円とする。

会員でない方が定例会、研修会などに出席する場合は、500円徴収する。

年1回収支決算を定例会で報告し、承認を受ける。

第7条（会計年度）

本会の会計年度は11月1日より10月31日とする。

付則 この会則は平成22年9月より施行